農業機械―操縦装置用及び表示用の識別記号―第３部：動力芝用機械及びガーデン用機械の識別記号	B9126―３
農業機械―操縦装置用及び表示用の識別記号―第５部：携帯式林業機械の識別記号	B9126―５
ルーティング機器及びスイッチング機器のエネルギー消費効率の測定方法	C6960
情報技術―自動認識及びデータ取得技術―バーコードシンボル体系仕様―ＧＳ１データバー	X0509
ユニバーサルディスクフォーマット（ＵＤＦ）2.01	X0611

２．改正された日本工業規格

歯車製図	B0003
伝動用及び搬送用ダブルピッチローラチェーン	B1803
鋼製管フランジ	B2220
ガスタービン―受渡試験方法	B8041
ＬＰガス用圧力調整器	B8238
農業機械―安全標識及び危険図―一般原則	B9100
電気絶縁用ガラスクロス補強ドライ集成マイカ	C2262
電気絶縁用プラスチックフィルム・不織布補強ドライ集成マイカ	C2265
600Ｖけい素ゴム絶縁電線	C3323
600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（ＶＶ）	C3342
高度道路交通システム―アダプティブ・クルーズコントロールシステム（ＡＣＣ）―性能要求事項及び試験手順	D0801
高度道路交通システム―低速域周辺障害物警報（ＭＡＬＳＯ）―性能要件及びその試験手順	D0803
自動車部品―非鉱油系液圧ブレーキホイールシリンダ	D2604
自動車部品―非鉱油系液圧ブレーキホイールシリンダのゴムブーツ	D2608
普通レール及び分岐器類用特殊レール	E1101
レール用継目板	E1102
継目板用及びレール締結用のボルト及びナット	E1107
炭素鋼製タイプレート	E1110
緩衝用軌道パッド	E1117
ＰＣまくらぎ用レール締結装置	E1118
中継レール	E1122
接着絶縁レール	E1125
伸縮継目	E1126
プレテンション式ＰＣまくらぎ	E1201
ポストテンション式ＰＣまくらぎ	E1202
排ガス中のふっ素化合物分析方法	K0105
排ガス中の塩化水素分析方法	K0107
ガスクロマトグラフィー通則	K0114
排ガス中のホルムアルデヒド分析方法	K0303
ソフトウェアライフサイクルプロセス	X0160
７ビット及び８ビットの２バイト情報交換用符号化漢字集合	X0208
７ビット及び８ビットの２バイト情報交換用符号化拡張漢字集合	X0213
音響―情報技術装置から放射される空気伝搬騒音の測定	X7779

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年２月20日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 24 年２月 20 日

経済産業大臣　枝野　幸男

記

廃止された日本工業規格

すべり軸受―損傷及び外観の変化に関する用語，特徴及び原因	B1583
モノブロック形噴霧式油バーナ性能試験方法	B8407
農業機械―操作装置の識別記号	B9126
自動車―ブレーキ試験方法	D1013
二輪自動車―スピードメータ校正方法	D1032
自動車用ホースクランプ	D3621
自動車―故障診断システム―物理層及び故障診断コネクタ	D5404
自動車―故障診断システムのデータリンク層及び応用層―第１部：排気ガス関連データリンク層	D5405―１
自動車―故障診断システムのデータリンク層及び応用層―第２部：排気ガス関連故障診断サービス	D5405―２
自動車―故障診断システムのデータリンク層及び応用層―第３部：排気ガス関連故障コード	D5405―３
整勘定線図記号	Z9201

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

一　件名　埼玉ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年三月十三日　午後二時から

三　場所　深谷公民館（深谷生涯学習センター）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（総括価値見直しによる料金改定）

２　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び埼玉ガス株式会社（埼玉県深谷市伊勢方三百九十五番地一）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話番号がある場合は電話番号を付記すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見の陳述をする者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「埼玉ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年二月二十七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一二　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地七一五　埼玉県さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「埼玉ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人二通に限る。）により、平成二十四年二月二十七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一二　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あてに通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

（ふりがな）
届出者　氏　名

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

埼玉ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。